は、系統連系工事の完了後に工事費負担金を精算することなどとなっている。支援事業において、精算により確定した工事費負担金の額が、系統連系工事の着手前に間接補助事業者である発電契約者が支払った工事費負担金の額を下回った場合には、その差額が間接補助事業者に払い戻されることになることから、払い戻される工事費負担金の額について、間接補助事業者は負担していないことになる。

（注）　発電契約者　　託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結し、発電した電気を一般送配電事業者の送配電設備を介して供給する者

間接補助事業者である事業主体は、令和6年3月及び7年3月に、支援事業が完了したとして、一般送配電事業者に支払った工事費負担金計41,485,490円を含めた補助対象事業費の実績額を計1,790,020,093円とする実績報告書を協会に提出し、協会補助金計895,010,045円（国庫補助金相当額同額）の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、支援事業完了前に一般送配電事業者から工事費負担金の払戻しに係る通知を受けていて、工事費負担金が払い戻されることになるにもかかわらず、実際には負担していない工事費負担金計6,875,359円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、事業主体が実際には負担していない工事費負担金を控除して適正な補助対象事業費を算定すると計1,783,144,734円となることから、前記の補助対象事業費1,790,020,093円との差額6,875,359円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計3,437,681円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において工事費負担金の払戻しがある場合に、これを補助対象事業費から控除することに対する理解が十分でなかったこと、協会において補助金の額の確定時における審査が十分でなかったことなどによると認められる。

（2）　補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

1件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円

地域経済産業活性化対策費補助金の交付を受けて実施した事業により取得した設備を無断で譲渡していたもの　　（1件　不当と認める国庫補助金　1,999,968円）

	部局等	補助事業者（所在地）	間接補助事業者（所在地）	補助事業等	年度	事業費（補助対象事業費）	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額
						千円	千円	千円	千円
(126)	経済産業本省	福島県	株式会社眞永（東京都足立区）〈事業主体〉	地域経済産業活性化対策費補助金	2	7,133 (6,394)	4,263	3,000	1,999

この補助金は、原子力災害の被災地域における働く場等のまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者によるなりわいの再建等を後押しすることを目的として、地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害被災地域における創業等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業））交付要綱（20161024財福第3号）に基づき、福島県（以下「県」という。）に対して交付するものである。補助金の交付を受けた県は、原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村(注)内において創業等を行う民間団体等に対して、事業に要する経費の一部を補助している。

（注）　12市町村　　田村、南相馬両市、伊達郡川俣、双葉郡広野、楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、双葉郡川内、葛尾、相馬郡飯舘各村

上記の交付要綱に基づき県が定めた要綱等によれば、補助事業を実施する民間団体等が補助事業により取得するなどした財産のうち、取得価格等が50万円以上の機械、器具、備品等は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡等してはならない財産(以下「処分制限財産」という。)とされている。そして、民間団体等は、知事が定めた処分制限期間内に処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこととされている。また、県は、民間団体等が処分制限期間内に有償で譲渡を行う場合には、処分制限財産に係る国庫補助金の額を上限として、譲渡額に補助率を乗ずるなどして得た額の納付を受け、同額を国庫納付する取扱いとしている。

事業主体は、富岡町に所在する営業所において帰還困難区域における住宅等の解体及び除染に係る業務を行うために、中古の4トンアームロール車等を取得する事業を事業費7,133,600円(補助対象事業費6,394,600円)で実施したとする実績報告書を令和3年2月に県に提出して、これにより国庫補助金4,263,000円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記業務の受注がなくなったとして4年6月に上記の営業所を廃止しており、これに伴い、取得した処分制限財産のうち2年11月に取得した4トンアームロール車について、4年10月までの2年の処分制限期間内であったにもかかわらず、同年6月に、知事の承認を受けることなく、有償で他の業者へ譲渡(譲渡額3,000,000円)していた。

したがって、事業主体が知事の承認を受けずに無断で譲渡していた4トンアームロール車の譲渡額3,000,000円に係る国庫補助金相当額1,999,968円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において処分制限財産の処分に係る手続についての理解が十分でなかったこと、県において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業等の賃上げ要件に係る達成状況の確認等に当たり、事業化状況報告書における事業場内最低賃金及び事業計画書における基準年度について十分な確認を行う体制を整備するよう是正改善の処置を求め、並びに事業場内最低賃金の算定方法等に係る周知方法を見直すなどするよう意見を表示したもの

(令和8年10月23日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文は、438ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)

(2) レガシーシステムとなっている共済システムの再構築プロジェクトについて、必要な品質が確保されていることを十分に確認した上で新システムをリリースするなどするよう適宜の処置を要求し、及び今後デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等を踏まえた情報システムの整備運用を行うための体制を整備するなどするよう意見を表示したもの

(令和8年10月21日付けで中小企業庁長官及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに適宜の処置を要求し及び意見を表示したものの全文は、447ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)